

第5回日本伐木チャンピオンシップ(第5回JLC)
大会規程

本規程は、第5回JLCを開催するにあたり、必要な事項を定めたものであり、本規程に基づき第5回JLCを開催・運営する。

また、第5回JLCは、林業技術及び安全作業意識の向上、林業の社会的地位向上、林業関係者・NPO等の森づくりへの積極的な参加、新規林業就業者数の拡大等を目的とし、2024年夏にオーストリアで開催される第35回世界伐木チャンピオンシップ(以下、WLC)に出場する日本代表選手を選出するため、全国から広く参加選手を募り、WLCのルールに準じ、技術を競う大会である。

(大会方式)

- 第1条 第5回JLCは予選会と決勝大会を行う。ただし、参加登録選手(以下、選手という)が少数の場合(プロフェッショナルクラスとジュニアクラス、レディースクラスの応募が併せて16名以下の場合)は予選会を行わず、選手全員が決勝大会に出場する。予選会開催の有無や競技種目の詳細等については、選手募集締め切り後、JLC事務局より選手に対し、その旨を通知する。
- 2 予選会・決勝大会ともプロフェッショナルクラスとジュニアクラスとレディースクラスの3クラスを設ける。
 - 3 ジュニアクラスは、2024年12月31日の時点で24歳未満の男性を対象とする。
 - 4 決勝大会に進むことができる各クラスの人気は、プロフェッショナルクラス12名、ジュニアクラス2名、レディースクラス2名とする。
 - 5 決勝大会のプロフェッショナルクラス種目別得点上位1名、プロフェッショナルクラス総合得点上位3名、ジュニアクラス及びレディースクラス総合得点上位1名を表彰する。
 - 6 決勝大会において、各クラス別に5種目の総合得点が高い順にプロフェッショナルクラス3名、ジュニアクラス及びレディースクラス各1名を日本代表として選出する。
 - 7 但し、日本代表として第35回WLCに出場するためには、総合得点で1,200点以上獲得しなければならない。

(競技)

- 第2条 競技は、世界伐木チャンピオンシップ協議会(以下、ialcという)が定めるルールに準じて作成した「JLC競技規則」に基づき行う。
- 2 競技種目は、伐倒、ソーチェン着脱、丸太合わせ輪切り、接地丸太輪切り、枝払いの5種目とする。但し、予選会の伐倒競技は簡易方式で実施する(各競技の詳細は、「JLC競技規則」参照)。また、予選会は、実行委員会の判断により予選会の競技種目を減らすことができる。
 - 3 予選大会において、悪天候等により全ての競技が行えなかった場合は、全ての選手が競技を終えた種目の合計点数により順位を決定する。但し、全ての選手が競技を終えた種目が3種目未満の場合は、予選大会の開催期間を延長し、残りの種目を実施する。
 - 4 決勝大会において悪天候等により全ての競技が行えなかった場合は、全ての選手が競技を終えた種目の合計点数により順位を決定する。但し、全ての選手が競技を終えた種目が3種目未満の場合は、決勝大会の開催期間を延長し、残りの種目を実施する。
 - 5 決勝大会の競技順は、抽選により決定する。なお、決勝大会の枝払い競技については他の4種目の合計得点が低い選手から行う。但し、予選会についてはこの限りではない。
 - 6 選手は競技で使用する競技用丸太を選択できない。
 - 7 選手による競技中の審判員への抗議は認めない。

(選手登録)

第3条 大会参加希望者は、JLC事務局が定める選手登録要領・申請書に基づき登録申請を行う。

- 2 選手登録は個人単位とするが、申請には勤務先等の推薦を必須とする。
- 3 選手登録は、「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育」の修了証を持っていることを必須とする。
- 4 選手登録の申請内容に虚偽があった場合は失格とする。大会後に虚偽の報告が明らかになった場合、失格となった選手以降の順位が繰り上げとなる。
- 5 選手登録後、その競技参加資格を他人に移譲することはできない。
- 6 決勝大会で上位入賞し、日本代表選手に選出された際、WLCに出場することができない者(する意思がない者)は、選手登録(大会参加)できない。
- 7 参加人数は80名以内とする。各クラスの人気はプロフェッショナルクラス60名、ジュニアクラス10名、レディースクラス10名とする。参加希望者が80名を超えた場合は、前回大会(第4回JLC)に未出場の選手ならびに前回大会(第4回JLC)の予選会において1,200点未満だった選手を対象として抽選を行う。

(登録費用)

第4条 登録費用は、55,000円(非課税)とする。

- 2 地震・風水害・降雪・事件・事故・疫病等による中止、国や地方自治体からの中止要請による中止、過剰重複入金、キャンセルによる場合は、登録費の返金はしない。
- 3 予選会・決勝大会に係る旅費・宿泊費等は自己負担とする。
- 4 WLC出場選手の渡航費は原則自己負担とする。

(装備品)

第5条 日本国内の法規制を満たさないチェーンソーを使っての大会出場は認められない。

- 2 競技中は、ヘルメット、イヤマフ、フェイスガード、手袋、視認性の高い長袖ジャケット、チェーンソー用防護ズボン、チェーンソー用防護靴、救急用品を身に付けなければならない。但し、ソーチェン着脱競技についてはこの限りではない。
- 3 競技中の装備は、選手が各自で準備する。
- 4 暴力的な行動などにより審判員が競技続行不可能と判断した場合は、その競技者に競技中止の勧告をする。
- 5 主催者は選手の傷病や紛失その他の事故に関し、応急処置を除いて一切の責任を負わない。
- 6 選手登録申請時に申告し、JLC事務局に認められた安全装備以外での競技参加は認められない。
- 7 安全装備の変更をする際は、大会開催日の1週間前までにJLC事務局に報告し、再度許可を得なければならない。

(その他)

第6条 大会出場の映像、写真、記事、記録等のテレビ、新聞、雑誌、ウェブサイトなどへの掲載権はJLC事務局に属する。

- 2 本規程に定めのない事項が発生した場合は、JLC事務局で都度協議のうえ決定する。

以上

本規程は、令和5年11月24日より適用する。